

第69回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

令和2年6月25日（木曜日）午前10時

開催場所

富山県小矢部市清沢210番地
当社本店 5階ホール

議案

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第2号議案 | 第三者割当による自己株式
の処分の募集事項の決定を
取締役会に委任する件 |

目次

第69回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2
株主総会参考書類	4
（添付書類）	
事業報告	12
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41



スマホ
招集

本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧ください
ます。
<https://p.sokai.jp/8111/>



株 主 各 位

証券コード 8111

令和2年6月9日

富山県小矢部市清沢210番地

株式会社ゴールドウイン

代表取締役社長 渡辺貴生

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和2年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

また、インターネット等による議決権行使に際しましては、2頁の「議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時 令和2年6月25日（木曜日）午前10時

2 場 所 富山県小矢部市清沢210番地 当社本店 5階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3 目的事項 報告事項 (1) 第69期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第69期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 第三者割当による自己株式の処分の募集事項の決定を取締役に委任する件

4 招集ご通知添付書類 および株主総会参考書類に関する事項 (1) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の注記表（連結注記表）

② 計算書類の注記表（個別注記表）

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ <https://www.goldwin.co.jp/>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、
同封の議決権行使書用紙を会場受付
へご提出ください。

株主総会開催日時

令和2年6月25日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の
賛否をご表示のうえ、ご返送くださ
い。

行使期限

令和2年6月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

令和2年6月24日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

- 書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

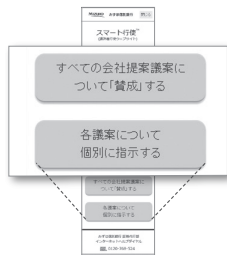
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

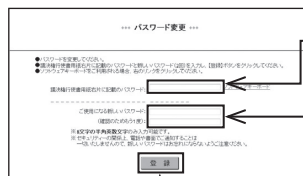
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				当社における地位及び担当等	
1	にし	だ	あき	お	代表取締役会長	再任
2	わた	なべ	たか	お	代表取締役社長	再任
3	ふたつ	かわ	きよ	と	取締役副社長執行役員 (管理・人事総務担当)	再任
4	にし	だ	よし	てる	取締役専務執行役員 (商品・調達・富山地区関係会社担当)	再任
5	ほん	ま	えい	い	取締役専務執行役員 (経営企画・グローバル担当)	再任
6	あさ	み	やす	お	取締役常務執行役員 (販売担当)	再任
7	すず	ぎ	まさ	とし	社外取締役	再任 社外 独立
8	もり	ぐち	ゆう	こ	社外取締役	再任 社外 独立
9	あき	やま	り	え	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

にし だ あき お
西田 明男

再任

生年月日

昭和28年11月6日

所有する当社の株式数

257,656株

略歴、当社における地位及び担当

昭和52年10月	当社入社
平成元年6月	当社取締役
平成4年6月	当社常務取締役
平成6年6月	当社専務取締役
平成11年5月	当社常務取締役
平成12年6月	当社代表取締役社長
令和2年4月	当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

西田明男氏は平成12年より令和2年3月まで当社代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当

昭和57年4月	当社入社
平成17年6月	当社取締役執行役員ノースフェイス事業部長
平成18年6月	当社取締役アウトドアスタイル事業本部長兼ノースフェイス事業部長
平成19年6月	当社取締役執行役員アウトドアスタイル事業本部長兼ノースフェイス事業部長
平成22年4月	当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼アウトドアスタイル事業本部長
平成24年4月	兼ヘリーハンセン事業部長兼ダイレクトマーケティング推進部長 当社取締役専務執行役員事業統括本部長兼アウトドアスタイル事業本部長
平成27年4月	当社取締役専務執行役員事業統括本部長
平成29年4月	当社取締役副社長執行役員事業統括本部長
平成30年4月	当社取締役副社長執行役員事業統括本部長兼事業本部長
令和2年4月	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

渡辺貴生氏は事業ならびにマーケティング部門での豊富な経験と見識を有しており、事業全般を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

わた なべ たか お
渡辺 貴生

再任

生年月日

昭和35年3月22日

所有する当社の株式数

38,800株

候補者番号 3

ふ た つ か わ き よ と
二 川 清 人

再 任

生年月日
昭和28年1月12日
所有する当社の株式数
114,840株

略歴、当社における地位及び担当

昭和51年4月	当社入社
平成15年4月	当社財務部長
平成17年6月	当社取締役執行役員財務部長
平成18年6月	当社取締役管理本部長兼財務部長
平成19年6月	当社取締役執行役員管理本部長兼財務部長
平成22年4月	当社取締役常務執行役員管理本部長
平成24年4月	当社取締役専務執行役員管理本部長
平成26年5月	当社取締役専務執行役員管理本部長兼財務部長
平成26年10月	当社取締役専務執行役員管理本部長
平成29年4月	当社取締役副社長執行役員管理本部長
平成30年4月	当社取締役副社長執行役員管理統括本部長兼管理本部長
令和2年4月	当社取締役副社長執行役員管理・人事総務担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

二川清人氏は経理財務部門での豊富な経験と見識を有しており、管理部門を掌握する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、グループ経営の推進および各社の業務の効率化の推進に適切であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当

昭和53年4月	当社入社
平成15年4月	当社調達管理部長
平成16年6月	当社執行役員調達管理部長
平成22年6月	当社取締役執行役員調達管理部長
平成24年4月	当社取締役常務執行役員総合企画本部調達担当
平成25年4月	当社取締役常務執行役員総合企画本部富山地区関係会社担当・仕入先担当
平成26年4月	当社取締役常務執行役員富山地区関係会社担当・仕入先担当
平成29年4月	当社取締役専務執行役員富山地区関係会社担当・仕入先担当
平成30年4月	当社取締役専務執行役員富山地区関係会社担当・調達担当
令和2年4月	当社取締役専務執行役員商品・調達・富山地区関係会社担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

西田吉輝氏は調達部門ならびに中国事業での豊富な経験と見識を有しており、調達全般、仕入先を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

に し だ よ し て る
西 田 吉 輝

再 任

生年月日
昭和31年1月4日
所有する当社の株式数
379,692株

候補者番号

5

ほん ま えい いち ろう
本間 永一郎

再任

生年月日

昭和35年3月19日

所有する当社の株式数

31,000株

略歴、当社における地位及び担当

昭和57年4月	当社入社
平成15年4月	(株)ナナミカ代表取締役社長（現任）
平成18年4月	当社マーケティング室長
平成19年4月	当社経営企画室長
平成22年4月	当社執行役員経営企画室長
平成24年6月	当社取締役執行役員総合企画本部経営企画室長
平成26年4月	当社取締役常務執行役員総合企画本部長兼経営企画室長兼事業統括本部海外部長
平成28年4月	当社取締役常務執行役員総合企画本部長兼グローバル本部長
平成29年4月	当社取締役専務執行役員総合企画本部長兼グローバル本部長
平成30年4月	当社取締役専務執行役員総合企画統括本部長兼グローバル本部長
平成31年4月	当社取締役専務執行役員総合企画統括本部長兼経営企画本部長兼グローバル本部長
令和元年6月	当社取締役専務執行役員総合企画統括本部長兼グローバル本部長
令和2年4月	当社取締役専務執行役員経営企画・グローバル担当兼グローバル本部長（現任）

重要な兼職の状況

(株)ナナミカ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

本間永一郎氏は事業およびマーケティング部門での豊富な経験と見識を有しており、ブランド戦略部門、経営企画部門を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社グループの成長戦略の策定・推進を遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

あさ み やす お
浅見 保夫

再任

生年月日

昭和29年5月1日

所有する当社の株式数

22,200株

略歴、当社における地位及び担当

昭和60年8月	当社入社
平成12年4月	当社第二営業本部販売統括販売三部長
平成18年4月	当社アウトドアスタイル事業本部販売統括部長
平成22年4月	当社執行役員営業統括部長兼アウトドアスタイル事業本部副本部長
平成24年4月	当社執行役員事業統括本部副本部長兼営業統括部長
平成24年6月	当社取締役執行役員事業統括本部副本部長兼営業統括部長
平成26年4月	当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼営業統括部長兼百貨店・リテール担当部長
平成27年4月	当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼営業統括部長
平成30年4月	当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼販売本部長兼営業統括部長
平成31年4月	当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼販売本部長
令和2年4月	当社取締役常務執行役員販売担当（現任）

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

浅見保夫氏は販売部門の責任者としての豊富な経験と見識を有しており、当社の販売部門を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、セールスマーケティング戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

鈴木 政俊

再任

社外

独立

生年月日

昭和25年5月31日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

7年

略歴、当社における地位及び担当

平成2年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成22年4月 秀英法律事務所所属
平成25年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由

鈴木政俊氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に関する考え方

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

略歴、当社における地位及び担当

昭和50年12月 日本女子プロゴルフ協会入会
平成24年3月 岐阜県教育委員（現任）
平成27年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由

森口祐子氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、スポーツ選手として長年培った豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に関する考え方

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

候補者番号

8

森口 祐子

再任

社外

独立

生年月日

昭和30年4月13日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

5年

候補者番号

9

あきやま りえ
秋山 里絵

再任

社外

独立

生年月日

昭和45年3月17日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

1年

略歴、当社における地位及び担当

平成11年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
平成11年4月 馬場法律事務所（現 馬場・澤田法律事務所）所属
令和元年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由

秋山里絵氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に関する考え方

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。
なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

- （注）
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 森口祐子氏の戸籍上の氏名は、関谷祐子であります。
 3. 鈴木政俊氏、森口祐子氏および秋山里絵氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、鈴木政俊氏、森口祐子氏および秋山里絵氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

第三者割当による自己株式の処分の募集事項の決定を取締役会に委任する件

当社は、多彩な側面から持続可能な「豊かさ」「繁栄」について常に考え、企業理念である「スポーツを通じて、豊かで健やかな暮らしを実現する」に向けた取り組みを推進してきました。その根底には、何よりもスポーツを一番に考え、心から愛し、自ら実践し、スポーツのチカラを信じる「SPORTS FIRST：スポーツ・ファースト」という私たちの想いがあります。

当社は、令和2年5月14日開催の取締役会において、一般財団法人ゴールドウイン西田育英財団（以下、「本財団」といいます。）を設立することを決議いたしました。本財団は、アスリートをサポートするスポーツ関連分野、または服飾・ファッション関連分野を学ぶ学生と、創業の地・富山出身の学生の奨学援助を実施し、この活動を通じてスポーツアパレル業界、地域社会の発展を目指します。本財団による活動は、企業理念である「スポーツを通じて、豊かで健やかな暮らしを実現する」及び2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際的な目標であるSDGsにおける「質の高い教育をみんなに」の実現に資するものであり、業界の発展、ひいては当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

本財団の活動を継続的、安定的に支援するため、当社は、みずほ信託銀行株式会社を受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託は、当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を原資として活動します。

自己株式の処分は、本財団の活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

この財団の事業を継続的、安定的に実施していくにあたり、活動支援の原資となる処分数量の規模は合理的であると考えております。加えて本信託スキームでは、当面は本自己株式処分による株式が株式市場へ流出することとは考えられないため、本自己株式処分による流通市場への影響は軽微であることから、当該処分数量のレベルは合理的であると考えております。

また、本自己株式の処分におけるその希薄化の規模は、発行済株式の総数47,648,172株に対し0.84%（小数点第3位を四捨五入）と小規模なものであることに加え、当社では、本議案が承認されることを条件として、本総会終結後から令和2年9月30日までの期間に取得価額の総額26億円を上限として上限400,000株の自己株式を取得することを令和2年5月14日開催の取締役会で決議しており、本自己株式の処分数量と同数の自己株式を取得することで株式の希薄化を回避する措置を講ずるため、株式市場への影響は軽微であると考えております。

上記の趣旨、目的のために1株1円という払込金額は妥当であると考えており、会社法第199条および第200条の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に關し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

<処分する自己株式の内容>

① 処分する株式の種類および数の上限	普通株式 400,000株 (発行済株式総数に対する割合0.84%)
② 払込金額の下限	1株につき1円
③ 払込金額の総額	400,000円
④ 処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先	みずほ信託銀行株式会社
⑥ 処分期日	未定
⑦ 決定の委任	上記に定めるもののほか、募集事項その他募集株式の募集に必要な一切の事項については、当社取締役会の決議により決定いたします。

<財団の概要>

① 名称	一般財団法人ゴールドウイン西田育英財団
② 設立者	株式会社ゴールドウイン
③ 活動内容	経済的な支援を必要とする、スポーツ関連分野または服飾・ファッション分野への修学を希望する学生及び富山県を出身とする学生への奨学援助
④ 活動原資	初年度：年間約10百万円（予定） 2年目以降：年間約25百万円（予定） （注）初年度は、当社からの寄付金を活動原資とし、2年目以降は、上記の自己株式の処分先である信託の受益者として交付を受ける金銭、その他寄付金等を活動原資といたします。
⑤ 設立年月日	2020年7月（予定）

以 上

事業報告

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復基調にあったものの、消費税増税、度重なる台風や記録的な暖冬等による気候変動に加え、直近では新型コロナウイルス感染の影響により、景気は急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。当社としましては、お客様、従業員やその家族、すべての関係者様の安全を確保するとともに地域社会に貢献し、持続的成長へ向けた取組みを継続してまいりました。

このような環境下、連結売上高については、「ザ・ノース・フェイス」「ヘリーハンセン」等アウトドア関連ブランドの販売について、第4四半期に入ってから新型コロナウイルス感染の影響はあったものの、第3四半期までは総じて好調に推移したことから、前期比大幅増収となりました。また、アスレチック関連ブランドでは、「ラグビーワールドカップ2019日本大会」での日本代表レプリカジャージの売上が極めて好調に推移し、また閉幕後も関連商品が好調に推移したことから、「カンタベリー」ブランド商品の販売が過去最高を記録しました。合計売上としては、アウトドア関連ブランドの好調な推移が全社売上を大きく牽引した結果、前期比12,965百万円の増収となりました。

営業利益については、増収による粗利益の増加に加え、直営店やeコマース販売等の自主管理型売上が拡大したこと、さらに発注流動管理強化による販売ロス削減、プロパー販売比率改善等により、粗利益が大幅増となりました。一方で店舗関連経費等の販売管理費も増加しましたが、粗利益増加がこれら販売管理費増加を上回った結果、前期比5,618百万円の増益となりました。

経常利益については、持分法適用関連会社であるWoolrich International Limitedの業績低迷により持分法による投資損失を計上したものの、営業利益の大幅増加に加え、韓国における持分法適用関連会社であるYOUNGONE OUTDOOR Corporationの業績も増益に貢献し、前期比3,392百万円の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、法人所得税が増加したものの、上記経常利益の増加に伴い前期比1,527百万円の増益となりました。

Woolrich International Limitedについては、平成29年の持分法適用関連会社化以降、当社の海外市場の開拓施策の1つとして展開を図ってきたものの、欧州における暖冬による業績

の低迷に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で先行きへの不透明感が増したことにより、同社の今後の事業計画について大幅な見直しが生ずることとなりました。その結果、同社に係るのれん相当額の一時償却2,030百万円を持分法による投資損失に含めて営業外費用として計上いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高97,899百万円（前期比15.3%増）、営業利益17,480百万円（前期比47.4%増）、経常利益16,375百万円（前期比26.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,770百万円（前期比16.5%増）となり、売上高は10期連続の増収、営業利益は12期連続の増益で最高益更新、経常利益は7期連続の最高益の更新、親会社株主に帰属する当期純利益も4期連続の最高益の更新となりました。

《ご参考》新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社グループの取り組みについて

イ. 感染防止への取り組み

日本国政府及び地方自治体の指導に基づき、当社グループ全事業所においてマスク着用・換気等予防の徹底、不要不急の出張の禁止、テレビ会議システムの積極的な活用等の対応をとるとともに原則としてテレワーク（在宅勤務）を実施しております。また、アジア、米国および欧州においても各国・地域の政府及び自治体などの指導に従い、所在地域における従業員の安全・健康の確保と、社内外への感染拡大防止に取り組んでおります。

加えて、直営店に関しては、お客様の安心・安全を考慮し、当面の間臨時休業としており、販売社員は自宅待機としております。

なお、当社では、フェイスシールドやゴーグルを渋谷区の医療機関へ寄贈するとともに、Speedoの水着素材布製オリジナルマスクを、障がい者スポーツ選手や当社創業の地である富山県小矢部市に寄贈し、市内の保育園、小学校、中学校の児童・生徒及び職員向けへ配布、活用される予定です。

ロ. 事業への影響

直営店に関しては、全155店舗中150店舗が休業中となっており（2020年5月8日現在）、百貨店およびスポーツ専門店においても営業時間の短縮や臨時休業が大半となっておりましたが、今後営業再開が可能と判断された店舗についてはお客様に安心してお買い物ができる体制を整えたうえで営業を再開させてまいります。なお、店舗休業による減収影響はある一方で、eコマース販売については順調に推移しており、4月も前年比2桁増で推移しております。

なお、当社グループでは、新型コロナウイルスの感染終息後の持続的な成長に向け、店舗休業の間も販売職の雇用を維持するとともに、100%の給与保証を行っております。

ハ. 製品の供給状況

当社グループは、生産拠点の分散化や、複数の配送業者を選定するなど、リスク低減に努めております。また、20年春夏商材については既に入荷済みであり、製品供給遅延による業績への重要な影響はありません。一方で、感染拡大の影響が長期化した場合には、秋冬商材の納期

に遅れが生じる可能性はありますが、海外生産地の供給体制は回復しつつあり、今後の状況を注視しております。

二. 財務の状況

当連結会計年度において、過去最高値更新となる、10期連続の増収、12期連続の営業増益となり、営業活動によるキャッシュ・フローは13,650百万円となりました。その結果、現金及び預金の保有額は約17,649百万円となり、総資産に占める割合は21.3%となっております。尚、前述業績の結果、安全性を示す指標の1つである、自己資本比率は前年比+5.8%の56.8%となっております。

資金が必要となる局面に対しては、既に、複数の金融機関とコミットメントライン契約、及び当座貸越契約を締結しており、確実な資金調達の手段を有しております。また、現時点では、その全額を未使用のままで維持しております。今後、新型コロナウイルス感染の影響が長期化する状況に備えては、現在、複数の金融機関とコミットメントライン契約及び当座貸越契約の増額について手続きを進めており、5月に入り、既に一部の金融機関の手続きは完了致しました。

手元現預金等に加え、主力銀行を中心とした取引金融機関の協力も得て、資金の十分な流動性を確保しており、当社の当面の資金繰り、及び財務の安定性に懸念はございません。

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 66 期 (平成29年3月期)	第 67 期 (平成30年3月期)	第 68 期 (平成31年3月期)	第69期(当期) (令和2年3月期)
売 上 高	60,903百万円	70,420百万円	84,934百万円	97,899百万円
経 常 利 益	4,578百万円	7,833百万円	12,982百万円	16,375百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,424百万円	5,174百万円	9,243百万円	10,770百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	74.52円	114.04円	203.11円	237.89円
総 資 産	60,572百万円	71,300百万円	77,544百万円	82,285百万円
純 資 産	31,918百万円	35,425百万円	39,609百万円	46,852百万円

(注) 当社は、平成30年4月1日および令和元年10月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、令和2年3月期末時点を基準として算出した数字で表示しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 66 期 (平成29年3月期)	第 67 期 (平成30年3月期)	第 68 期 (平成31年3月期)	第69期(当期) (令和2年3月期)
売 上 高	51,270百万円	60,288百万円	72,845百万円	82,988百万円
経 常 利 益	3,469百万円	6,719百万円	11,341百万円	15,663百万円
当 期 純 利 益	2,452百万円	4,704百万円	7,915百万円	7,370百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	53.36円	103.70円	173.94円	162.80円
総 資 産	45,130百万円	53,318百万円	58,717百万円	61,120百万円
純 資 産	19,863百万円	21,279百万円	24,670百万円	29,446百万円

(注) 当社は、平成30年4月1日および令和元年10月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、令和2年3月期末時点を基準として算出した数字で表示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ゴールドウイン テクニカルセンター	60百万円	100.0%	スポーツウエアの製造
株式会社カンタベリーオブニ ュージーランドジャパン	98	100.0	スポーツ用品の販売
ブラックアンドホワイ スポーツウエア株式会社	45	100.0	スポーツ用品の販売
株式会社ウールリッチジャ パン	100	100.0	カジュアルウエアの企画・販売
株 式 会 社 ナ ナ ミ カ	60	96.7	カジュアルウエアの企画・販売

(注) 株式会社ゴールドウインテクニカルセンターは、令和2年4月1日付で当社に吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

顧客や市場の変化に柔軟に対応して、ブランド事業の収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく取り組んでおります。顧客基点のさらなる強化戦略として、次の戦略を掲げています。

① マルチブランド戦略：

単一ブランドでは出来ない新しい市場を創造し、カテゴリー分類別にマルチブランド戦略を実践し、スポーツスタイルの提案を強化します。

② 自主管理売場の強化：

小売機能の強化を図り、直営店の連結売上構成比を拡大し、消費者ニーズを直接・間接的に汲み上げると同時にクリエイティブな提案を積極的に行います。

③ 商品力の優位性の確立：

各分野において、今まで以上に世界でもトップクラスの高機能・高品質を誇る製品を開発し、市場においてもお客様にとっても絶対必要なブランドとしての地位を確立します。

④ グローバル市場への挑戦：

国内のみならず海外市場においても、当社グループの商品力の優位性を背景に、オリジナルブランドを世界で展開していくための戦略の構築、布石に積極的に取り組んでいきます。

⑤ C S R ・コンプライアンス体制：

社会の中で信頼の置ける必要な会社であると認められるためには、取扱商品への高いニーズ・信頼性にはじまり、企業倫理・法令遵守はもとより、環境問題への積極的な取り組み、さらには当社グループとしての独自の社会貢献活動が今後の取り組み課題となります。

以上が長期的な経営戦略であります。

令和3年3月期につきましては、新型コロナウイルス感染拡大影響を正確に予測することが難しい状況にありますが、この厳しい環境を乗り越え非常事態終息後に訪れるであろう「ニューノーマル」に適応して生き残り、持続可能なビジネスモデルへの転換を果たして成長戦略の基盤づくりを推進することを基本方針としております。

その重点課題として以下の施策を遂行すべくグループ全社を挙げて取り組んでまいります。

- ブランド価値の維持向上のために、顧客起点の実需型ビジネスを徹底強化する
- 発注流動管理を徹底し、期末在庫の極小化を図る
- ブランド価値向上に投資を集中させ、経費増加を抑制する
- ステークホルダーとの良好な関係を維持し、更に強固なものとする
- 雇用を維持し、社員の安全と健康を第一に考えた経営を継続する
- 健全な財務体質を維持し、持続可能な株主還元を実践する

(5) 主要な事業内容（令和2年3月31日現在）

スポーツ用品関連事業

アウトドア関連ブランド商品：登山用ウエア、マリンウエア、アウトドア用品および関連商品

アスレチック関連ブランド商品：トレーニングウエア、テニスウエア、フィットネスウエア、スイムウエア、ラグビーウエア、ゴルフウエアおよび関連商品

ウィンター関連ブランド商品：スキーウエア、スノーボードウエアおよび関連商品

その他：機能アンダーウエア、ハイテックウエア（防塵服）など

(6) 主要な営業所および工場（令和2年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 店	富 山 県 小 矢 部 市
本 社	東 京 都 渋 谷 区
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 ゴ ー ル ド ウ イ ン テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	富 山 県 小 矢 部 市
株 式 会 社 カ ン タ ベ リ ー オ ブ ン ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド ジ ャ パ ン	東 京 都 新 宿 区
ブ ラ ッ ク ア ン ド ホ ワ イ ト ス ポ ー ツ ウ ェ ア 株 式 会 社	東 京 都 千 代 田 区
株 式 会 社 ウ ー ル リ ッ チ ジ ャ パ ン	東 京 都 渋 谷 区
株 式 会 社 ナ ナ ミ カ	東 京 都 渋 谷 区

(注) 株式会社ゴールドウインテクニカルセンターは、令和2年4月1日付で当社に吸収合併しております。

(7) 使用人の状況（令和2年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
ス ポ ー ツ 用 品 関 連 事 業	2,679名	153名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,878名	149名増	37.9歳	9.6年

(注) 使用人数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（令和2年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,250百万円
株 式 会 社 北 國 銀 行	1,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	990

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和2年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 184,000,000株
- ② 発行済株式の総数 47,648,172株
- ③ 株 主 数 8,997名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
コリア セキュリティーズ デポジトリリー サムスン	7,619千株	16.2%
三 井 物 産 株 式 会 社	4,367	9.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,174	6.8
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,980	4.2
丸 紅 株 式 会 社	1,923	4.1
株 式 会 社 北 國 銀 行	1,735	3.7
株 式 会 社 西 田	1,724	3.7
公 益 財 団 法 人 ゴ ー ル ド ウ イ ン 西 田 東 作	1,692	3.6
ス ポ ー ツ 振 興 記 念 財 団	1,659	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,659	3.5
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	1,630	3.5

（注）持株比率は、自己株式（725,756株）を控除して計算しております。

また、自己株式には「資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）」が「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に係る信託財産として保有している当社株式は含んでおりません。

(2) 新株予約権等の状況（令和2年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（令和2年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長	西 田 明 男	代表取締役会長 株式会社ゴールドウインテクニカルセンター
取締役	二 川 清 人	副社長 兼 管 理 本 部 員 長
取締役	渡 辺 貴 生	副社長 兼 事 業 本 部 員 長
取締役	西 田 吉 輝	専任（富山地区関係会社担当・調達担当） 株式会社ゴールドウインテクニカルセンター代表取締役社長
取締役	本 間 永 一 郎	専任 兼 合 務 企 画 統 括 本 部 員 長 株 式 会 社 ナ ナ ミ カ 代 表 取 締 役 社 長
取締役	浅 見 保 夫	常務取締役 兼 業 務 統 括 本 部 副 本 部 員 長
取締役	山 道 修 平	常務取締役 兼 管 理 人 統 括 本 部 副 本 部 員 長
取締役	鈴 木 政 俊	
取締役	森 口 祐 子	
取締役	秋 山 里 絵	
常勤監査役	近 藤 政 明	
監査役	塩 原 明 之	
監査役	世 一 秀 直	
監査役	森 田 勉	

- (注) 1. 取締役鈴木政俊、森口祐子および秋山里絵の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役塩原明之、世一秀直および森田勉の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役近藤政明氏は当社の営業部門、管理部門での要職を歴任し、幅広い業務に精通しております。その知識と経験から、コンプライアンスを中心に幅広い見識を有するものであります。
4. 当社は、取締役鈴木政俊、森口祐子および秋山里絵の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 令和2年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新役職・担当および重要な兼職の状況
西 田 明 男	代 表 取 締 役 会 長
渡 辺 貴 生	代 表 取 締 役 社 長
二 川 清 人	副 社 長 人 執 行 役 員 (管 理 ・ 人 事 総 務 担 当)
西 田 吉 輝	専 務 調 達 執 行 役 員 (商 品 調 達 ・ 富 山 地 区 関 係 会 社 担 当)
本 間 永 一 郎	専 務 企 画 執 行 役 員 (兼 グ ー プ ・ バ ル 担 当) 株 式 会 社 ナ ナ ミ カ 代 表 取 締 役 社 長
浅 見 保 夫	常 務 販 売 行 担 役 員 (販 売 行 担 役 員)
山 道 修 平	(人 事 総 務 担 当)

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
佐 々 木 淳	令和元年6月26日	任 期 満 了	常 勤 監 査 役
松 本 雅 登	令和元年6月26日	任 期 満 了	非 常 勤 監 査 役

③ 責任限定契約の内容の概要

各社外取締役および各監査役は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区	分	支給人員	支給額
取	締役	10名	311百万円
監	査役	6	35
合	計	16	346

- (注) 1. 取締役の報酬につきましては、平成28年6月23日開催の第65回定時株主総会において承認された報酬限度額（年額400百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内）。ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲内で、各取締役の役位に応じた基本報酬、業績に応じた業績連動報酬を取締役会で決定しております。
2. 監査役の報酬につきましては、平成28年6月23日開催の第65回定時株主総会において承認された報酬限度額（年額70百万円以内。）の範囲内で、監査役会で監査役の協議により決定しております。
3. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は7名、47百万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役	鈴木政俊	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
取締役	森口祐子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回出席し、プロスポーツ選手として長年培った豊富な経験、見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
取締役	秋山里絵	令和元年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回出席し、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	塩原明之	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会17回のうち17回に出席し、当社と関連ある企業の監査役として培った豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	世一秀直	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会17回のうち17回に出席し、当社と関連ある企業の出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	森田 勉	令和元年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査役会13回のうち13回に出席し、主に銀行経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	51百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、前事業年度の監査計画と監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額等の見積りの適切性・相当性を検証した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると監査役会が判断した場合、または会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査役会が会計監査人の監査能力に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は経営方針、タグライン「SPORTS FIRST：スポーツ・ファースト」、および行動規範に示される経営戦略ミッションをゴールドウイングループ全役職員によって具現化するために、適切な組織の構築、規程、ルール of 制定、情報の伝達および業務執行のモニタリングを行い、体制として内部統制システムを整備・維持しております。また、内部統制システムは適宜見直し、改善を行い、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。

I 内部統制の基本方針

当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」と言う。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスの徹底とモニタリング体制を整備し、取締役および使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保いたします。また、当社の取締役および使用人は、あらゆる反社会的勢力との関係は一切持ちません。

- (1) 取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- (2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行しております。
- (3) 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会および代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しております。
- (4) 監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。
- (5) 法令、定款、社内規程等への違反を発見した場合の「内部通報制度」を構築し、全役職員に周知徹底しております。
- (6) 本社社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続および内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施しております。
- (7) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う体制の充実を図っております。また、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。
- (8) 使用人の法令、定款および社内規程の遵守徹底を目的とし、毎年使用人全員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に関わる情報は、法令および社内規程に従い適切に保存・管理をいたします。

- (1) 取締役は、「文書取扱規程」その他の社内規程に従い、株主総会、取締役会、経営会議およびその他取締役が決裁に関わる会議の議事録や稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存・管理しております。またこれらの重要情報は取締役および監査役がいつでも閲覧できる仕組みをとっております。
- (2) 取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時、適切かつ正確に開示しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを統一的に管理し、損失の危険の発生を未然に防止いたします。また、万一損失の危険が発生した場合でも、対応を万全にし、損失の極小化を図ります。

- (1) さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規程、リスク管理基準、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制および管理手法を整備し、リスクを統一的に管理しております。
- (2) 財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ企業理念を定め、グループ経営計画を明確化し、当社グループの適切な経営管理を行うことで取締役の職務執行の効率性を確保します。

- (1) 取締役は、取締役会規則、経営会議規程、子会社管理規程、稟議取扱規程その他の社内規程に定める機関または手続にて必要な決定を行っております。また当該諸規程は、必要に応じてまたは改善のために随時見直しをしております。
- (2) 取締役は、毎月一回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行に機動性を確保しております。
- (3) 取締役は、取締役会の方針に基づく業務執行を効率的に行うため、執行役員およびその他の使用人も併せて出席する経営会議を開催し、迅速かつより実態に即した業務執行の意思決定を行っております。
- (4) 経営執行の補完的役割を果たすものとして、重要経営テーマごとに各種委員会を設定しております。
- (5) 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、各役職者の権限および責任を明確化しております。

5. ゴールドウインググループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ企業理念・経営方針を各社に浸透させ、コンプライアンスを徹底し、業務の適正化を確保いたします。

- (1) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、ゴールドウインググループ「企業理念」「経営方針」「企業行動規範」等に示される基本的な考え方を共有しております。
- (2) 子会社管理規程、稟議取扱規程その他社内規程に基づき、子会社の経営管理を行うとともに、当社と子会社間の業務の適正を図っております。
- (3) 重要情報に関する報告・協議ルールを定め、グループ全体としてのリスク管理および効率性を追求しております。
- (4) 監査役および内部監査室は子会社を定期的に内部監査し、子会社の業務執行の適法性、妥当性、効率性をチェックしております。またその結果は、重要度に応じて代表取締役、担当取締役または監査役会に報告しております。
- (5) 子会社担当取締役は、子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況を適宜に把握し、必要に応じて取締役会に報告します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の独立性に関する事項

監査役が、監査役の職務を補助する使用人を求めた場合、信頼性、経験、専門性等を十分に備えた使用人を専任として任命いたします。

- (1) 監査役が職務の実効性を高め、かつ円滑な監査業務を遂行するために、補助使用人を置くことを求めた場合、専任でかつ職務を遂行するに足る十分な経験と知見を有する使用人を任命することを規定しております。
- (2) 監査役付の使用人の独立性を確保するため、監査役付の補助使用人の任命、異動等、人事ならびに権限に係る事項の決定は監査役会の事前同意のうえ実行することが規定されております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人が、その職務の執行状況について監査役に適切に報告する機会と体制を確保いたします。

- (1) 取締役および使用人は、次に定める事項を監査役に報告することを規定しております。
 - ① 取締役会および経営会議で決議された重要な事項
 - ② 会社に著しい損害が発生するおそれのある事項
 - ③ 毎月の経営状況のうち重要な事項
 - ④ 内部監査状況および内部監査の結果
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 社内内部通報制度による通報状況およびその内容

⑦ コンプライアンス上重要な事項

- (2) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会、経営会議および監査役が求めるその他の重要意思決定会議に出席いたします。
- (2) 監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、取締役、執行役員、子会社取締役その他必要な使用人と定期的にヒアリングまたはミーティングを行うこととしております。
- (3) 監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、内部監査室が協力することを規定しております。
- (4) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。
- (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設けております。また監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、正当と判断できるものについては、速やかに当該費用または債務を処理することを規定しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- (1) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶することを行動規範として徹底しております。
- (2) 当社グループは反社会的勢力に関する統括部門を定め、グループ内の情報を収集・管理し、警察、暴力団追放団体、弁護士等との連携を図りながら、反社会的勢力を排除する体制を整備・強化しております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行について

- ① 当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確にしております。取締役会は月1回以上開催し、3名の社外取締役、3名の社外監査役は、専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会にて適宜に忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。なお、本年度取締役会は15回開催されました。
- ② 当社は、機動的に戦略を実行すること、および執行責任を明確にすることを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。
- ③ 当社子会社の経営状況については、担当取締役が中心となり、事業計画の達成状況について面談等により報告を受け、毎月確認をしております。またその結果は取締役会で報告されております。

(2) コンプライアンスについて

- ① 当社グループは企業行動規範を定め、全従業員に対しコンプライアンス研修を毎年行い、周知徹底を図っております。
- ② 内部監査室は、内部監査や内部統制評価を通じ業務手順やマニュアルの遵守状況について確認を行い、不備を発見した場合はその都度指摘改善勧告を行い、当該部署によっては是正措置が講じられております。
- ③ 当社グループは内部通報制度に関する規程を策定し、社内窓口である担当執行役員に加え、社外の弁護士または社会保険労務士に直接通報・相談できる仕組みを整備・運用しております。

なお、内部通報制度においては、内部通報者の匿名性を保護し、不利な扱いを受けることを禁止しています。

- ④ 社外取締役および社外監査役は取締役会および監査役会において、独立かつ客観的な立場から意見を述べることで、職務執行の適法性・妥当性確保の役割をはたしております。

(3) リスク管理について

- ① 当社グループは、リスクマネジメントの目的、体制および手法を定めた「リスク管理規程」およびクライシス発生時の対応手順を定めた「危機管理マニュアル」を定め、グループ各社に周知・運用をしております。また重要性の高いリスクについては「リスクカタログ」としてまとめ、その影響度に応じた予防策を講じております。
- ② 新たに発生が予測される重要なリスクが認識された場合、当社グループは取締役会または経営会議で検討し、予防策を講じております。

(4) 監査役の業務執行について

- ① 当社の監査役は監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づき、内部監査室と連携して当社グループ会社を含む拠点および自主管理店舗の往査を行っております。本年度において監査役は132の拠点および自主管理店舗の往査を実施し、往査報告は監査役会ならびにグループ監査役会議にて報告されております。
- ② 監査役は取締役、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで、監査業務の有効性の確保に努めております。

(5) 監査役への報告体制

当社の内部監査室長は、内部監査室が行った監査結果について、また当社の総務部長は内部通報による通報・相談状況について、当社の監査役に報告しております。

なお、当社の内部統制システムは当社および当社の子会社から成る企業集団ベースで構成されており、その運用状況および子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については、取締役・監査役および関係会社社長が出席するCSR推進委員会に定期的に報告されております。

この内部統制システムについては、継続的に見直しと改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、当社は令和2年3月24日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について令和2年3月期における運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

Ⅲ．社外役員の独立性に係る基準

当社は、独立社外取締役および独立社外監査役の独立性に関する基準を以下の通り定めております。

当社は会社法第2条第15号または第16号に定める要件を満たし、かつ、以下の事項に該当しない場合、当社および当社グループからの独立性を有する者と判断しております。なお、本基準に照らし合わせて独立性を有さない場合であっても、当人の経験・学識・知見等を踏まえて社外役員として選任することがあります。

- 1．現在または過去10年間に於いて、当社および当社の連結子会社（以下、併せて「当社グループ」と言う。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、または使用人に該当しない者
- 2．現事業年度を含む過去3年間に於いて、就任前に以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社の現在の主要株主(注1)またはその業務執行者(注2)
 - (2) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ① 当社グループの主要な取引先(注3)
 - ② 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者、もしくはその業務執行者
 - (3) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - (4) 当社グループから多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
 - (5) 当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者
 - (6) 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
- 3．上記2．のいずれかに該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- 4．前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められた者

(注記)

- (注1) 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- (注2) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。
- (注3) 主要な取引先とは、取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- (注4) 多額の金銭その他の財産とは、個人の場合は過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%以上の額をいう。
- (注5) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額またはその他の財産を言う。ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の総収入または経常利益の2%のいずれか大きい方の金額を越える金額をいう。
- (注6) 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれに準じる権限を有する業務執行者をいう。

(6) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆さまのご意思に委ねられるべきものだと考えております。

一方、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益（以下、「株主共同の利益」といいます。）を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であるべきと考えています。

しかし、買収行為の中には、その態様によって、株主共同の利益に資さないものが存在いたします。

当社の企業価値を構成する要素は、①業界トップクラスに位置付けられる高付加価値・高イメージの複数のスポーツウエアブランド（スポーツブランド）の商標権ないし販売権、②このようなブランド価値を具現化するための優れた創造力・企画力・製造ノウハウ、および最先端の研究施設、③このような創造力・企画力・製造ノウハウを支える個々の優秀な従業員、④永年の取引を通じて培われた信頼関係に裏付けられた多数の取引先・顧客、および自主管理型店舗を含む商圏等々の経営資源を有すること、ならびに、⑤これらの経営資源に基づき既存事業の遂行に加えて新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大して会社業績を向上させ得る事業基盤、および⑥事業活動を通じて安定してキャッシュフローを創出して将来に亘る会社資本強化を実現し得る経営基盤を有することであります。以上のような当社の企業価値の本源に対する理解なくして、当社の企業価値を確保し、持続的に向上させていくことは不可能であります。

このような理解に欠ける買収者が、当社の株式の大規模買付を行い、短期的な経済的効率性のみを重視して一時的な利益を上げる反面、当社の持つ上記の経営資源や事業基盤を損なうことや、あるいは当社の特定のブランドまたは商権のみを獲得しその余については処分するなど、当社の企業価値を生み出す仕組に反する行為を行い、当社の事業体としての継続性を阻害することなどは、結果として株主共同の利益の毀損につながるものです。

このように株主共同の利益を害する買収者に対しては、株主共同の利益を保護するために相当な限度で取締役会が対抗措置を発動することが認められてしかるべきであります。しかしながら、買収提案の内容は多種多様なものがありえますので、当該買収提案の内容が株主共同の利益に資するものであるか、もしくはこれを害するものであるか、にわかに判別し難い場合も存在しうるところです。当社は、かかる買収提案が行われた場合には、まずは取締役会において買収提案者と協議、交渉することとしますが、買収提案者からの買収提案に関し、当社が株主共同の利益に資するかを判断するために適切で必要かつ十分な情報の提供が行われたうえで書面による請求があった場合、または特別委員会から勧告があった場合など、一定の要件を満たす場合には株主総会の場において、当該買収提案につき本プランによる対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆さま方に判断していただくことが望ましいものと考えております。

また、株主の皆さまが、買収提案が株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かにつき株主総会の場において適切な判断を行うことができるよう、当該買収提案が当社株主の皆さまおよび当社グループの経営に与える影響、当該買収者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、買収提案者から必要かつ十分な情報の開示がなされるようにすることは、当社取締役会の責務と考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

イ. 企業価値向上のための取組み状況

前中期経営計画（平成25年－平成27年）において、創業以来の企業理念「スポーツを通じて、豊かで健やかな暮らしを実現する」に加え、スポーツを一番に考え、心から愛し、自ら実践し、そして、スポーツのチカラを信じることで、健やかで楽しい暮らしにつながっていくという考え、「SPORTS FIRST」をタグラインに掲げ、事業の拡大・強化に取り組んでまいりました。

こうした結果、前中期経営計画最終年度の売上高は597億円で6期連続の増収、営業利益は31億円で8期連続の増益、経常利益は41億円で3期連続で過去最高利益を更新し、前中期経営計画の目標を大幅に達成することができました。また当社株価もこの3年間で148%と上昇いたしました。

当社グループは令和2年創業70周年に向け、平成28年－令和2年中期5カ年経営計画を策定し、業務内容とコスト構造を見直すとともに、顧客基点のさらなる強化を図り、顧客や市場の変化に柔軟に対応してブランド事業ごとの収益力の基盤を強化し、企業価値を高めるべく経営に取り組んでまいりました。

平成28年5月発表の中期経営計画の数値目標につきましては、3年前倒しで達成できる見通しであったため、平成30年11月に目標数値を上方修正致しました。更に平成31年3月期の決算実績が想定を上回る進捗で、営業利益と経常利益が2年前倒しで、修正計画数値を超えたため、中期経営計画の目標数値を、再度上方修正し、その最終年度である令和3年度に、売上高970億円、営業利益135億円を目指しました。

令和2年3月期の売上高は、すべての四半期において前期比増収を達成し、持続的な成長を実現しました。営業利益につきましても、すべての四半期で大幅増益となり、通期での売上高営業利益率は過去最高17.9%を達成しました。特に、営業利益率においては、上半期でも13.5%を達成し、年間を通してしっかりと利益を計上できる体質に切り替わってまいりました。

こうした結果、売上高は978億円、営業利益174億円と本中期経営計画の目標を1年前倒しで達成しております。

また、安定的に每期100億円を超える営業キャッシュフローを創出し、純資産が順調に積み上がって期末では468億円となった一方で、有利子負債の返済が進んだことから、自己資本比率は、56.8%となり、安定した財務基盤を構築しております。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は株主共同の利益を向上させ、持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るためには、経営の効率化、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要課題であると認識し、その体制を強化しております。

具体的には、業務の執行を迅速かつ効果的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規程等の運用を行うことにより、その実効性を図るとともに、コンプライアンス体制を構築し、リスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。

取締役会は株主に対する受託責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、重要な業務執行の決定を行うとともに、社外取締役3名を中心とした業務執行の監督を行っております。

また、各取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役の任期を1年とし、株主の皆さまの意思が速やかに反映されるようになっています。

当社は執行役員制度を導入しております。取締役会が任命する執行役員は、取締役会が決定する経営戦略に基づき、各々の領域において委譲された権限の下、適切に業務執行を行うことで、取締役10名のうち3名の社外取締役を通じた取締役会の監督機能の強化に努めております。さらに、監査役会の監査役4名のうち3名は社外監査役であり、監査役は取締役会に出席し、意見を述べ、取締役の業務執行状況の監督を行うことにより会社の健全な経営と社会的信用の向上に努めております。

当社は取締役及び執行役員の指名ならびに報酬の決定について、公正性及び透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、その過半数を社外取締役とし、取締役会の諮問に応じて取締役及び監査役候補者の指名に関する事項等を審議

し、その内容を取締役会へ答申しております。また、コーポレートガバナンス・コードの要求事項の1つである取締役会の実効性向上やガバナンス上の重要リスク対策の検討を目的としてガバナンス委員会を設置しております。

ハ. 株主の皆さまへの還元について

当社は株主の皆さまに対する利益還元が企業として最重要課題のひとつであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆さまに安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社は、以上に関連する諸政策を実行し、当社の企業価値の向上および会社の利益、ひいては株主共同の利益の実現を図ってまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成30年6月28日開催の第67回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続いたしました。

具体的には、当社発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する特別委員会は、必要に応じ外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討等を行います。買付者が本プランを遵守しない場合や、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を棄損する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当の実施）を取締役会に勧告いたします。また特別委員会は、対抗措置を実施することについて株主意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告することができるものとします。

なお、特別委員会が対抗措置の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の実施または不発動の決議を行うものいたします。なお、特別委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものいたします。

当社取締役会は上記決議を行った場合は、速やかに当該決議の内容その他事項について情報開示をいたします。

④ 基本方針の実現のための取組みについての取締役会の判断およびその理由

本プランは平成30年6月28日開催の当社第67回定時株主総会で承認されております。また、

本プランは有効期間（平成30年6月28日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時まで）前であっても、当社取締役会の決議により本プランを廃止することができます。また、当社の取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主様のご意思が反映されます。特別委員会は当社社外監査役および社外有識者で構成されることで、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性・合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を正しく把握し、当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

また、本プランは予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.goldwin.co.jp/corporate/info/ir/defense>

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元が企業として最重要課題の一つであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対し安定的な配当を継続することを基本とし、業績と配当性向を勘案して実行してまいります。

内部留保金につきましては、財務基盤の充実を図るとともに、今後の事業展開を推進するために有効活用してまいります。

当面は、安定配当を継続しつつも、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指します。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき45円とさせていただきます。また、令和元年12月に1株につき30円（株式分割後換算15円）の中間配当金をお支払いしております。令和元年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しておりますので、年間配当金を仮に当該株式分割後に換算しますと年間配当金合計は60円となります。

《ご参考》年間配当の内訳

令和元年10月1日を効力発生日とする株式分割を、平成30年4月1日（前期首）に行われたと仮定した場合の当期および前期の配当金は次のようになります。

基準日	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
当期実績	15.00円	45.00円	60.00円
前期(平成31年3月期)	8.00円	34.50円	42.50円

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	45,217
現金及び預金	17,649
受取手形及び売掛金	8,663
電子記録債権	3,188
商品及び製品	14,173
仕掛品	54
原材料及び貯蔵品	544
その他流動資産	954
貸倒引当金	△10
固定資産	37,067
有形固定資産	6,168
建物及び構築物	1,803
土地	2,541
リース資産	1,144
その他有形固定資産	679
無形固定資産	3,150
商標権	2,085
ソフトウェア	751
ソフトウェア仮勘定	158
その他無形固定資産	155
投資その他の資産	27,748
投資有価証券	20,740
長期貸付金	45
退職給付に係る資産	1,009
差入保証金	2,478
破産債権等	147
繰延税金資産	1,589
その他投資その他の資産	2,002
貸倒引当金	△265
資産合計	82,285

科目	金額
負債の部	
流動負債	30,964
支払手形及び買掛金	4,641
電子記録債務	12,784
一年内返済予定長期借入金	1,916
リース債務	530
未払金	2,464
未払法人税等	3,199
未払消費税等	1,343
未払費用	1,961
賞与引当金	1,647
返品調整引当金	34
その他流動負債	441
固定負債	4,467
長期借入金	2,109
リース債務	1,106
退職給付に係る負債	204
株式給付引当金	664
その他固定負債	383
負債合計	35,432
純資産の部	
株主資本	48,443
資本金	7,079
資本剰余金	1,439
利益剰余金	44,157
自己株式	△4,233
その他の包括利益累計額	△1,686
その他有価証券評価差額金	△60
繰延ヘッジ損益	67
為替換算調整勘定	△577
退職給付に係る調整累計額	△1,114
非支配株主持分	95
純資産合計	46,852
負債・純資産合計	82,285

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		97,899
売上原価		45,490
売上総利益		52,408
返品調整引当金戻入額		74
差引売上総利益		52,483
販売費及び一般管理費		35,003
営業利益		17,480
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	61	
その他営業外収益	86	170
営業外費用		
支払利息	93	
持分法による投資損失	1,100	
その他営業外費用	82	1,275
経常利益		16,375
特別利益		
固定資産売却益	52	
その他特別利益	2	55
特別損失		
減損損失	236	
投資有価証券評価損	38	
特別退職金	22	
固定資産処分損	58	
その他特別損失	4	359
税金等調整前当期純利益		16,070
法人税、住民税及び事業税	5,229	
法人税等調整額	15	5,245
当期純利益		10,825
非支配株主に帰属する当期純利益		55
親会社株主に帰属する当期純利益		10,770

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）
 （単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
平成31年4月1日 期首残高	7,079	1,439	35,709	△4,273	39,956	
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△2,322		△2,322	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			10,770		10,770	
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4	
自 己 株 式 の 処 分				44	44	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）						
連結会計年度中の変動額合計	－	－	8,447	39	8,487	
令和2年3月31日 期末残高	7,079	1,439	44,157	△4,233	48,443	

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
平成31年4月1日 期首残高	270	56	402	△1,144	△414	67	39,609
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△2,322
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							10,770
自 己 株 式 の 取 得							△4
自 己 株 式 の 処 分							44
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△331	10	△980	29	△1,272	27	△1,244
連結会計年度中の変動額合計	△331	10	△980	29	△1,272	27	7,242
令和2年3月31日 期末残高	△60	67	△577	△1,114	△1,686	95	46,852

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

計算書類

貸借対照表（令和2年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	36,598
現金及び預金	10,305
受取手形	749
電子記録債権	3,091
売掛金	6,487
商品及び製品	12,477
仕掛品	47
原材料及び貯蔵品	540
未収入金	1,725
前払費用	188
その他流動資産	985
貸倒引当金	△1
固定資産	24,521
有形固定資産	4,862
建物	1,196
構築物	81
土地	2,046
リース資産	1,035
その他有形固定資産	502
無形固定資産	3,031
商標権	2,085
ソフトウェア	697
ソフトウェア仮勘定	158
その他無形固定資産	89
投資その他の資産	16,627
投資有価証券	4,723
関係会社株式	3,528
出資金	11
関係会社出資金	1,093
長期貸付金	1,135
破産債権等	129
差入保証金	1,976
前払年金費用	1,639
繰延税金資産	1,133
その他投資その他の資産	1,504
貸倒引当金	△247
資産合計	61,120

科目	金額
負債の部	
流動負債	27,604
支払手形	648
電子記録債務	12,339
買掛金	2,989
一年内返済予定長期借入金	1,916
リース債務	484
未払金	2,911
未払法人税等	2,535
未払費用	1,205
賞与引当金	1,257
返品調整引当金	24
その他流動負債	1,291
固定負債	4,069
長期借入金	2,109
リース債務	957
長期未払金	97
株式給付引当金	664
その他固定負債	240
負債合計	31,674
純資産の部	
株主資本	29,487
資本金	7,079
資本剰余金	1,434
資本準備金	258
その他資本剰余金	1,175
利益剰余金	25,206
利益準備金	708
その他利益剰余金	24,497
繰越利益剰余金	24,497
自己株式	△4,233
評価・換算差額等	△41
その他有価証券評価差額金	△52
繰延ヘッジ損益	11
純資産合計	29,446
負債・純資産合計	61,120

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

損益計算書（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		82,988
売上原価		38,096
売上総利益		44,891
返品調整引当金戻入額		58
差引売上総利益		44,949
販売費及び一般管理費		31,094
営業利益		13,855
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,496	
受取賃貸料	124	
受取販売手数料	236	
その他営業外収益	118	1,976
営業外費用		
支払利息	85	
貸与資産減価償却費	33	
その他営業外費用	50	169
経常利益		15,663
特別利益		
固定資産売却益	52	
その他特別利益	3	56
特別損失		
投資有価証券評価損	4,029	
減損損失	159	
その他特別損失	58	4,247
税引前当期純利益		11,471
法人税、住民税及び事業税	4,086	
法人税等調整額	15	4,101
当期純利益		7,370

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計		
						繰越利益 剰 余 金			
平成31年4月1日 期首残高	7,079	258	1,175	1,434	476	19,682	20,158	△4,273	24,399
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					232	△2,554	△2,322		△2,322
当 期 純 利 益						7,370	7,370		7,370
自 己 株 式 の 取 得								△4	△4
自 己 株 式 の 処 分								44	44
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	232	4,815	5,047	39	5,087
令和2年3月31日 期末残高	7,079	258	1,175	1,434	708	24,497	25,206	△4,233	29,487

	評 価 ・ 換 算 差 額 等								純 資 産 合 計
	そ の 他 評 価	有 価 証 券	繰 延 損 益	ヘ ッ ジ ン グ	評 価 差 額	・ 換 算 差 額	換 算 計 算		
平成31年4月1日 期首残高		269			1		270	24,670	
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△2,322	
当 期 純 利 益								7,370	
自 己 株 式 の 取 得								△4	
自 己 株 式 の 処 分								44	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）		△322			10		△311	△311	
事業年度中の変動額合計		△322			10		△311	4,775	
令和2年3月31日 期末残高		△52			11		△41	29,446	

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月21日

株式会社ゴールドウイン
取締役会 御中

**EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所**

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 光 完 治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 晶	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴールドウイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年5月21日

株式会社ゴールドウイン
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 光 完 治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 晶	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月22日

株式会社ゴールドウイン 監査役会

常 勤 監 査 役 近 藤 政 明 ㊞

監査役(社外監査役) 塩 原 明 之 ㊞

監査役(社外監査役) 世 一 秀 直 ㊞

監査役(社外監査役) 森 田 勉 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

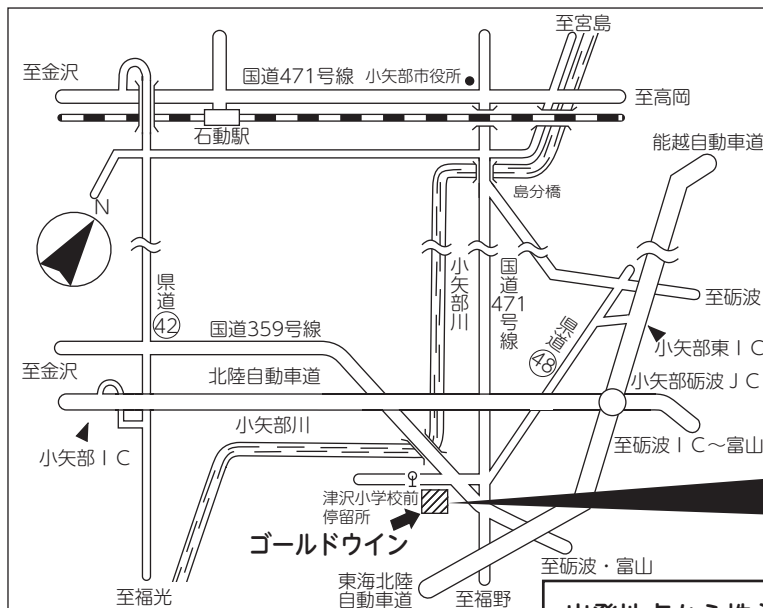
会 場

富山県小矢部市清沢210番地

当社本店 5階ホール TEL (0766) 61-4800 (代)

交 通

- ・あいの風とやま鉄道 石動駅より車で約15分
- ・あいの風とやま鉄道 石動駅から庄川・福野方面行バスで津沢小学校前バス停下車
(所要時間約20分)
- ・北陸自動車道小矢部インターチェンジより車で約5分
- ・能越自動車道小矢部東インターチェンジより車で約5分



当社本店 5階ホール



出発地点から株主総会
会場までスマホが
ご案内します。



スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。
目的地入力は不要です！

※平成22年2月に厚生労働省から、集会場、展示場、百貨店を含めた施設での原則全面禁煙を求める通知が出たのを受け、当社では、敷地内全面禁煙を実施しております。ご理解・ご協力のお願いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。